

7 訪問系サービスに係る留意事項
及び報酬改定について

I 平成30年度報酬改定について

(1) **居宅介護** 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供について

- ①居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者へのサービス提供…10%減算
- ②①以外の範囲に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上…10%減算
- ③居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上…15%減算

(2) **居宅介護** 初任者研修課程修了者がサービス提供責任者として配置されている場合について 居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合…10%減算

(3) **居宅介護** 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等について

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助・身体介護を伴わない通院等介助）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修（新研修）の修了者を定め、新研修修了者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様。

(4) **重度訪問介護** 入院中の支援について

障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所への入院中にコミュニケーション支援等を提供することを評価。

(5) **重度訪問介護** 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

障害支援区分6の利用者に、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合に、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価。

(6) **重度訪問介護** **同行援護** **行動援護** 外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止。

(7) **同行援護** 基本報酬の見直しについて

同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化。対象者の要件は、現行

の「身体介護を伴わない」の対象者の要件。（現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができる。）

(8) **同行援護** 盲ろう者等への支援について

- ①盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算・・・25/100 相当単位数加算
- ②障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算・・・40/100 相当単位数加算
- ③障害支援区分3以上の者を支援した場合の加算・・・20/100 相当単位数加算

(9) **同行援護** ヘルパー及びサービス提供責任者の要件見直しについて

- ①同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置廃止
- ②盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修修了とみなす。（10%減算）

(10) **行動援護** 経過措置について

- ①支援計画シート未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止
- ②行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33年3月31日まで延長。

Ⅱ 共通事項

1 管理者

(1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、2項）

- ①指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ②指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【解釈通知】

管理者は常勤であり、かつ原則として専従で置く。管理業務に支障が支障がない場合は、当該事業所の従業者又は同一敷地内にある他の事業所の管理者又は従業者としての職務を兼ねることができる。

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

2 サービス提供責任者

（1）サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（2）サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務（居宅介護計画の作成）のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。

① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。

② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提

供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。

④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

【留意事項通知（抜粋）】

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

3 サービス提供の記録（基準省令第19条）

① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

② 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

【解釈通知】

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

4 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の

支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

【解釈通知】

基準第 23 条第 1 項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

5 同居家族に対するサービス提供の禁止（基準省令第 27 条）

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

【支援費制度関係 Q & A 集平成 16 年 12 月】

（問） 指定居宅介護事業者は、居宅支援事業者の運営基準省令第 25 条において、従業者にその同居家族である利用者に対して、居宅介護の提供をさせてはならないとされているが、同居以外の家族等については、提供させて良いか。

（答） 省令の趣旨は、同居の家族は、家族として介護しているか、ホームヘルパーとして介護しているかが不明確になることから、家族への派遣を禁止したものである。

別居の家族についても、同様に不明確になることから、この省令の趣旨を踏まえると安易なサービス提供は、適切とはいえないので、事業者との利用計画やサービス提供内容などの契約内容を判断した上で誤解の生じないようにすべきである。

Ⅲ 同行援護・行動援護

同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置については平成 29 年度末で廃止されます。新たに、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修修了とみなす経過措置が平成 33 年度末まで設けられます（10%減算となります）。

行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置については、平成 33 年度末まで延長されます。今後、従業者の研修修了状況等について国から報告を求められる予定です。

サービス事業所の従業者として必要な研修受講の促進に努めてください。

なお、同行援護、行動援護事業所のサービス提供責任者、従業者の変更に伴う変更届には以下の書類を添付してください。

※添付が必要な書類

①同行援護・行動援護に従事する従業者名簿等を添付してください。

添付例：事業所全体の勤務形態一覧表と同行援護事業所の勤務形態一覧表を添付

②サービス提供責任者や従業者等が必要な研修修了や実務経験等を満たしているかが確認できる資料を添付してください。

- ・ 資格要件で求められる修了証書等の写し ※原本証明をお願いします。
 - ・ 資格要件で求められる実務経験証明書 ※証明者の法人印を押印願います。
- ③ 提出時点に資格要件等で求められる研修等が未受講である場合、経過措置が終了する平成33年3月31日までの間に、法人が従業者に必要な研修を受講させる旨を記載した受講計画及び誓約書のご提出願います。（様式自由）

IV その他

1 「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出書の提出について

指定居宅介護事業所等は、当該指定内容に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更（以下、人員の変更という。）に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を図るため、介護保険サービス同様、本県では年に1度、6月中に変更届出書を提出という運用を行っていますが、平成30年度についても下記に基づき提出してください。

【提出期間】

- ・ 提出期間 平成30年6月1日（金）から平成30年7月2日（月）
（6月30日が土曜日のため翌月曜日を提出期限とします。）
- ・ 提出先 事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課
※和歌山市内に所在する事業所については和歌山市へ提出
- ・ 基準日 平成30年6月1日

※書類作成にあたっての留意事項※

- ① 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
 - ・ 事業所の管理者の氏名及び住所の変更
 - ・ サービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ② 平成29年6月1日と平成30年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合、変更届出書の提出は必要ありません。
平成29年7月以降、職員の員数等について変更を届け出た事業所については、直近の変更届出書からの変更が無ければ提出は不要です。
- ③ 資格証等の写しについては、従業員全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。
また、婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。除籍となっている証明書だけでは確認できません。
- ⑤ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
- ⑥ 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等十分に確認の上、提出してください。

2 事業の廃止（休止）について

事業者は、事業を廃止（休止）する一月前までに県知事に届け出なければなりません。

また、事業者は、届出の日前一月以内にサービスを受けていた利用者であって、廃止（休止）の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

廃止（休止）届の提出に際しては以下の書類を提出してください。

- ①廃止・休止・再開届出書
- ②障害福祉サービス事業等廃止（休止）届
- ③利用者対応記録表（個々の面談記録）

3 指定の更新について

指定の有効期間は6年間です。有効期限の前々月末日までに指定更新申請書を提出してください。複数の事業を行っていて有効期限が異なっている場合は、有効期限を合わせて更新することが可能です。

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成30年4月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号）等によって定められているところです。

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとして示している要件等について、平成30年4月以降の取扱いは下記のとおりとする予定であるため、管内の市町村及び事業所に周知いただくとともに、当該事業所の従業者として必要な研修受講の促進等に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護

(1) サービス提供責任者の要件

「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものであることとしてきた。

本取扱いについては、廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成30年4月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

2 同行援護

(1) 従業者要件

① 実務経験が1年未満の者の介護福祉士等

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が1年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成30年3月31日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

② 盲ろう者向け通訳・介助員

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年（2020年）3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算することとする。

(2) サービス提供責任者の要件

同行援護のサービス提供責任者は、次の①又は②の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成30年3月31日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

また、次の②の要件についても廃止することとする。

① 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者

② 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

(3) 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成29年3月8日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の視覚障害者の同行援護の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するよう取り計らわれない。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成29年7月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監

査指導室等事務連絡)を踏まえて対応されたい。

3 行動援護

行動援護の従業者要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成30年3月31日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成33年(2020年)3月31日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。

なお、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了願したい。

4 その他

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

居宅介護等計画書（参考様式）

	作成日	年 月 日	作成者	
利用者名	生年月日	住 所		連絡先
様	S 年 月 日(歳) H	〒 —		TEL: () FAX: ()

本人(家族)の希望	
-----------	--

援助目標	
------	--

サービス 内 容	<input type="checkbox"/> 身体介護	時間	<input type="checkbox"/> 家事援助	時間	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	時間
	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	時間
	<input type="checkbox"/> 同行援護	時間	<input type="checkbox"/> 行動援護	時間		

【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
21:00								
22:00								
23:00								

利用者確認印



【サービス内容】

サービス 1	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	

介護者
種別

サービス 2	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	

介護者
種別

サービス 3	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	

介護者
種別

サービス 4	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	

介護者
種別

居宅介護等計画書（参考様式）

	作成日	H00年00月00日	作成者	サービス提供責任者A
利用者名	B		●本人(家族)の希望 利用者本人・家族の希望、要望を反映すること	
本人(家族)の希望	*半身であるため、自分ができないところをサポートして欲しい。 *毎日入浴がしたい（平日はA施設で入浴・土日は自宅で清拭）。 *バランスの取れた食事が食べたい。 *過度の干渉はしないで欲しい。		●作成年月日・計画作成担当者 いつ、誰が作成したかを明確に	
援助目標	*自宅での生活を続けられるようにサポートする。			

	■身体介護	137.5時間	■家事援助	25.0時間	□重度訪問介護	時間
●サービス内容 契約支給時間を記入	□通院介助(身体介護を伴う)	時間	□通院介助(身体介護を伴わない)	時間	□通院等乗降介助	時間
					●情報提供 利用状況・駅の情報など記入	

	月	火	水	木	金	土	日	備考
8:00	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	※平日はA施設で生活介護を利用（入浴有り） ※土日は自宅で入浴（清拭） ※買い物・調理は火・金・日にまとめて行い、その都度電子レンジで温める ※洗濯・掃除は日曜日にまとめて行う ※屋内外の移動は電動車イスにて自走可能 ※サービス提供者はヘルパー1・2級
9:00								
10:00							家事援助	
11:00	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用	生活介護利用			
12:00								
13:00								
14:00						身体介護	身体介護	

17:00								●確認印 利用者に計画書を説明後 確認印をもらう
18:00		家事援助			家事援助			
19:00	身体介護		身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	身体介護	
20:00		身体介護						
21:00								
22:00								
23:00	身体介護							

※次ページ

	●援助項目の記載	●サービス内容 サービスの種類ごとに手順、提供方法など記載	●留意事項 サービス提供にあたり、提供方法で注意すべきことや留意点を記載
サービス1	移動 更衣の介助 身体整容 トイレ介助 食事介助 全身清拭	電動車イスの移乗 部屋着と外出着の着替え 顔の清拭、ひげ剃り、歯磨き、整髪 トイレ移乗時に転倒しないようささえる 手の可動域が狭いため、摂食の介助を行う 生活介護で入浴しない日に清拭を行う	朝は手足の緊張が強いため転倒しないように注意する ひげ剃りは電気シェーバー 軽度の嚥下障がいがあるので、食事の大きさとペースに注意する 浴室は狭いため全身清拭
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	●計画書に記載されているサービスをチェック <input type="checkbox"/> 通院介 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護福祉士（主担当：A） ●主にサービス提供を行うヘルパーの資格等を記載

	援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス2	買い物 調理 洗濯 掃除	Cスーパーで食材・日用品を購入 水曜日と日曜日にまとめて調理する 日曜日にまとめて洗濯する 日曜日に掃除する	金銭の授受は毎回きちんと確認すること 乾燥機がないので天気が悪い時は近所のコインランドリーで洗濯
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input checked="" type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 介護福祉士

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
④居宅介護職員初任者研修修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修修了者	○	○ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	△ (実務2年) (※4)	△ (実務5年) (※4)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※3)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (※1)	×	○	△ (※3)	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑨行動援護従業者養成研修修了者	×	×	○	△ (※3)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑩居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※3)	×	×	△ (実務2年) (※4)	×
⑪視覚障害者外出介護研修修了者等	△ (減算) (※2)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※3 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※4 平成30年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※5 ほか、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。